

市民協働推進指針策定懇談会委員名簿

平成 16 年 2 月 26 日現在（敬称略）

	氏 名	役 職 名 等
学 識 経 験 者	沼田 良	作新学院大学地域発展学部教授
	三橋 伸夫	宇都宮大学工学部教授
	吉川 泰夫	（株）下野新聞社編集局編集センター長
各 種 団 体 の 代 表 者 等	酒井 昭二	宇都宮市自治会連合会副会長
	寺山 秀男	宇都宮市自治会連合会副会長
	大竹 泰二	宇都宮市社会福祉協議会副会長
	松江 比佐子	宇都宮市 P T A 連合会副会長
	船津 祥	宇都宮市民活動サポートセンター運営会議代表
	檜山 昌彦	（社）宇都宮青年会議所副理事長
	小倉 克洋	まちづくり交流センター「イエローフィッシュ」リーダー
	坂本 安男	宮まちづくりネットワーク代表世話人
	柴田 利光	連合栃木宇河地域協議会副議長
公 募	郷間 康久	公募委員
	小針 協子	公募委員
	湯澤 敦史	公募委員

市民協働推進指針策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 宇都宮市市民協働推進指針を策定するに当たり、市民から幅広く意見を聴くため、市民協働推進指針策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募により選考された者

3 委員の任期は、委嘱の日から懇談会により提言書が提出されるまでとする。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年2月10日から施行する。

附属機関等の会議の公開に関する要領

1 目的

この要領は、市政に対する市民の理解と信頼を高めるため、附属機関等の会議の公開について必要な事項を定めることにより、その審議等の状況を市民に明らかにし、もって公正で開かれた市政を一層推進することを目的とする。

2 対象

この要領の対象は、すべての附属機関等（法律又は条例により設置される附属機関、規則・要綱により設置される懇談会をいう。以下同じ。）の会議について適用する。

3 附属機関等の会議の公開基準

附属機関等の会議は、原則として公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令又は条例の規定により当該会議が非公開とされているとき。
- (2) 当該会議において、宇都宮市情報公開条例（平成12年条例第1号）第7条各号に定める非公開情報に該当する情報について審議等を行うとき。
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

4 公開・非公開の決定

- (1) 附属機関等の会議の公開又は非公開は、前記3に定める附属機関等の会議の公開の基準（以下「公開基準」という。）に基づき、当該附属機関等がその会議等において決定するものとする。
- (2) 附属機関等は、全部又は一部の会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- (3) 市長は、附属機関等が会議を公開するかどうかについて、公開基準に沿って適切に対応することができるよう、必要な調整を行うものとする。

5 公開の方法

- (1) 附属機関の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。なお、傍聴を認める者については、宇都宮市情報公開条例第5条に定める市に対し行政情報の公開を求めることができる者とする。
- (2) 附属機関等が会議を公開する場合は、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該

会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

- (3) 附属機関等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

6 会議開催の周知

附属機関等の事務を担当する課、室、所等（以下「担当課等」という。）は、会議の開催に当たっては、公開・非公開にかかわらず、当該会議開催日の2週間前までに、次の事項を記載した文書を本庁及び主要な出先機関並びに市のホームページに掲示するとともに、報道機関へ資料提供するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

ア 会議の名称

イ 開催日時

ウ 場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の別

カ 会議を非公開とする場合にあっては、その理由

キ 傍聴者の定員

ク 傍聴手続

ケ その他必要な事項

7 会議録の作成

附属機関等は、会議の公開・非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。

8 会議録の閲覧

附属機関等は、公開した会議の議事録及び会議資料について、その写しを一般の閲覧に供するものとする。

9 会議公開の運用状況の公表

- (1) 担当課等は、会議の公開の運営状況について、年度終了後速やかに行政経営部行政経営課あて報告すること。

- (2) 行政経営部行政経営課は、前号の報告を取りまとめ、市民に公表する。

10 適用期日

この要領は、平成12年5月1日以降に開催される附属機関等の会議について適用する。

市民協働によるまちづくりについて

1 市民協働とは

都市の構成員である市民，地域団体，NPO，企業などと行政のそれぞれが，相互の信頼と合意のもとで，公共の領域における役割と責任を担い合い，互いの特性や能力を発揮しあいながら，多様な公共の課題を効果的に解決していくために，連携・協力していくこと

2 市民協働のまちづくりの必要性

(1) 新たな都市経営への転換

急激な社会環境の変化や市民ニーズの多様化に対応していくために，従来の行政主体の都市経営から，市民と行政が連携しあいながら公共の課題を解決していく新たな都市経営に転換する必要がある。

(2) 地方分権型社会における「住民自治」の拡充

地方自治の本旨である「住民自治」の拡充により，自治体としての自主性・自立性を発揮していくことで，市民の活力や創意にあふれる市民主体のまちづくりを推進する必要がある。

3 第3次行政改革における市民協働の位置付け

第3次行政改革の道しるべである行政経営指針において，「成果重視の行政経営」とともに，「市民との協働の推進」を改革の方向性に位置付け，市民の持つ力の発揮に向けた改革を行うため，市民と行政が，それぞれの特性や能力を発揮できるような仕組みづくりを進めることとしている。

4 市民協働推進指針の策定趣旨

市民と行政が協働によりまちづくりを行うに当たっての，基本的な考え方（役割や基本原則等）と今後取り組むべき施策の基本的な方向を示すために策定する。

市民協働推進指針策定懇談会の役割やスケジュールなど

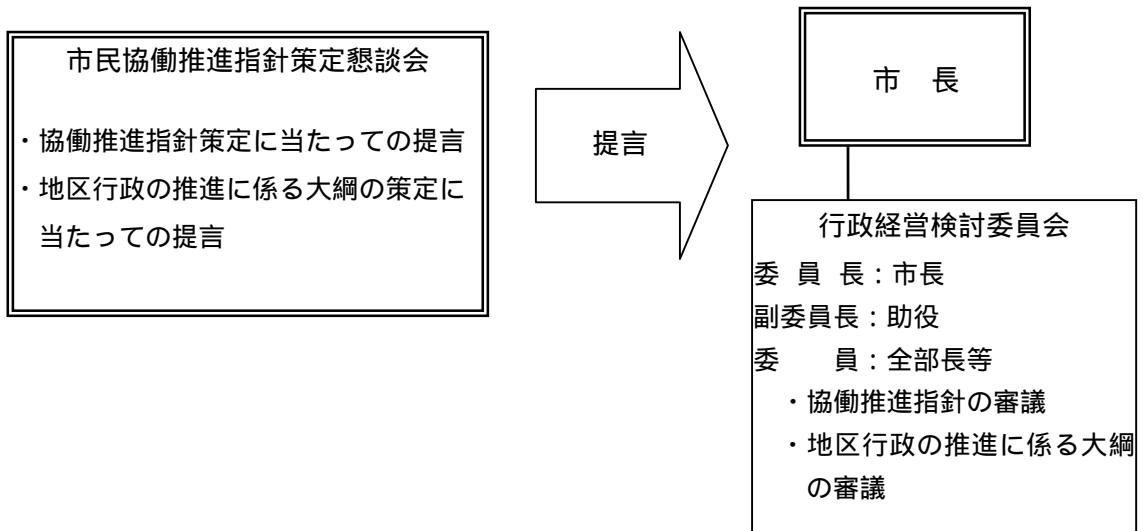
1 役割

- ・ 本市においては、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、それぞれの特性や能力を發揮できる仕組みづくりや、地域住民が主体となって身近な課題を解決していくための仕組みの充実・強化が求められており、これらの取組を推進する指針等を策定する必要がある。
- ・ 市民協働推進指針策定懇談会は、協働の基本的な考え方や取組の方向を示す「市民協働推進指針」を策定するに当たり、幅広い分野からご意見をいただくことにより市民の声を反映させることを役割とする。
- ・ また、地域主体のまちづくりの方向を示す「地区行政の推進に係る大綱」についても、今後の市民協働のあり方と深く関係することから、併せてご意見をいただき、策定に反映させていくものとする。

2 委員の任期

平成 1 6 年 2 月 ~ 提言書の提出まで

3 位置付け



4 懇談会のスケジュール

平成16年2月26日	第1回懇談会 ・市民協働に係る現状など
4月	第2回懇談会 ・市民協働に係る基本的な考え方について
5月	第3回懇談会 ・市民協働に係る取組の方向について ・地区行政に係る現状と今後の基本的な考え方について
6月	第4回懇談会 ・地区行政の推進に係る取組の方向の検討など
7月	第5回懇談会 ・「市民協働推進指針」素案について ・「地区行政の推進に係る大綱」素案について
8月	パブリックコメント実施
8月	第6回懇談会 ・最終提言書の検討
9月	懇談会会長から市長へ提言書を提出

市民協働推進指針（案）の構成について

- 1 はじめに
- 2 市民協働の現状と課題
 - (1) 情報の共有
 - (2) 市政への市民参加・参画
 - (3) 市民活動
 - 地域団体による活動
 - NPOやボランティアによる活動
- 3 市民協働の推進の目標
- 4 基本的な考え方
 - (1) 公共の領域における「市民」、「行政」の役割分担
 - 市民の基本的な役割
 - 行政の基本的な役割
 - (2) 市民協働を推進するための行政の責務
 - (3) 市民と行政が協働するときの基本原則
 - 自立，対等，相互理解など
 - 協働で行う事業等の市民に対する公開など
- 5 施策の基本的な方向
 - (1) 情報の共有
 - (2) 市民参加・参画の拡充と協働の推進
 - (3) 市民活動に対する支援や環境整備
 - (4) 地域によるまちづくりの推進
- 6 市民協働の推進のための条件整備
 - ・ 協働の取組を進める手法など

市民協働推進指針（案）について

1 はじめに

2 現状と課題

(1) 情報の共有

情報の共有
に関する
制度等

- 情報公開制度
 - ・ 宇都宮市情報公開条例を平成 12 年 4 月 1 日に施行
 - ・ 保有している文書・図面・写真・フィルム・電磁的記録が公開対象
- 市政情報等の提供
 - ・ 広報紙，ホームページ，テレビ，ラジオ等により市政情報を提供
 - ・ 広報紙については，平成 15 年度から「通常号（毎月 1 日発行）」のほか政策広報紙として「特集号（年 4 回）」を発行
- 審議会等の会議の公開
 - ・ 附属機関等の会議の公開に関する要領により，平成 12 年 5 月から附属機関と懇談会の会議は原則公開とした。

現状と課題

- ・ 情報公開，広報紙やインターネット等での情報提供，審議会の会議公開など，制度や方法は整備されてきているが，市民と行政がお互いを理解しあうために必要な情報，まちづくりのために必要な情報を共有するまでには至っていない。

行政や地域に関する多種多様な情報や市民の意見などを，市民と行政が共有できるようにする必要

(2) 市政への市民参加・参画

市民参加・ 参画に関する 制度等

- 審議会等の委員の公募
 - ・ 附属機関等の委員の公募に関する要領により、平成12年5月から附属機関と懇談会の委員には、原則的に公募による委員を選任(定数の10パーセント以上)することとした。
- パブリック・コメント制度
 - ・ 市の重要な政策の形成過程において、計画等の案を公表し、市民から意見等を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続
 - ・ 宇都宮市パブリックコメント制度実施要綱により、平成14年4月1日から実施
 - ・ 15年度パブリックコメント実施例
「男女協働参画推進のための行動計画」ほか9件
- 市政に対する広聴制度
 - ・ まちづくり懇談会、テーマ別懇談会などの集団広聴のほか、市政世論調査、市民アンケートモニター制度、宮だより(市長への電子メール等)等により個別広聴を実施

現状と課題

- ・ 「審議会等の委員の公募」、「パブリックコメント」などで、計画段階における市民参画を推進しているが、年齢層や性別に偏りがあるほか、参加人数が少ない。
- ・ また、市の事業を実施するにあたり、各種団体やボランティアの協力などを通じて市民参加が行なわれてきたが、より一層の市民参加が求められている。
- ・ このため、協働による事業の実施を目指して、一部の事業では協働の取組が始められているが、全庁的な取組にまでは至っていない。
- ・ 市政への市民参加・参画を一層進めるためにしくみづくりや改善が必要
- ・ 行政の守備範囲を見直すとともに、協働に対する市の姿勢を明確にするため、全庁的な協働のルールやしくみを構築することが必要

(3) 市民活動

地域団体による活動

地域団体による活動状況等

- 地域まちづくり組織
 - ・市民が主体的に参加して、地域が自主的に課題の発見や解決に取り組むコミュニティの形成を促進するため、市内の37連合自治会単位の設立
 - ・自治会は、まちづくり組織の中で各種団体との連携・調整や地域住民の積極的参加を促すなどの機能を持つ中核的な組織
 - ・組織構成：各単位自治会、各種団体、企業、NPO、公募等
 - ・活動拠点：市街地地区は地域コミュニティセンター、周辺地区は地区市民センター
- 地域活動の例
 - ・自治会：親睦事業、地域環境の整備、集会所の維持管理など
 - ・地域まちづくり組織：地域情報誌の発行、地域課題発見・解決のための研修会の開催等
- 市の支援策など
 - ・組織や事業企画運営に関するコーディネート
 - ・協働の地域づくり支援事業補助金交付制度 等

現状と課題

- ・自治会や各種団体などが主体となって地域活動を行っているが、住民のなかには「公共的なサービスは行政が行うもの」という意識も多く見られるとともに、住民相互の交流や連帯感の希薄化が進んでいる。
- ・住民主体の地域づくりの必要が高まるなか、市内37地区に「地域まちづくり組織」が結成された。
- ・身近な公共空間の美化など「自らできることは取り組む」という市民意識を醸成する必要
- ・自治意識や地域の連帯感の高揚により、地域活動に積極的にとりくむ人材を育てる必要
- ・地域まちづくり組織を中心として、地域の課題を解決していきけるしくみをつくる必要

NPOやボランティアによる活動

NPO やボラ ンティアによる 活動状況等

- NPOの活動状況（平成16年1月31日現在）
 - ・市内のNPO法人認証団体 56団体
 - ・宇都宮市民活動サポートセンター登録団体 328団体
- 本市の支援事業など
 - 宇都宮市民活動サポートセンターの設置・運営
 - ・平成12年10月に宇都宮市東コミュニティセンター内に設置
 - ・平成14年10月に「宇都宮市民活動サポートセンター運営会議」に業務委託
 - ・事業内容
 - ・市民活動に関する情報の収集と提供
 - ・場所、機材の提供
 - ・研修や交流事業など市民活動がしやすい社会環境づくり
 - 市民活動助成基金による助成事業
 - ・基金は市民からの寄付金と同額を市費で上乗せする「マッチングギフト方式」
 - ・市民で構成する審査会の審査を通じ、公益性の高い市民活動に対し助成
 - ・助成を受けた団体は、効果等について事業報告会を行う。
 - 市民ボランティア活動保険
 - ・ボランティア活動中に活動者自身が死亡したり怪我を負った場合や賠償責任を負った場合を補償するための保険に加入

現状と課題

- ・福祉などの分野でNPO活動が増えてきているが、人材や財源などの確保が十分でなく、運営が不安定である。また、地域、行政、企業などの連携は少ない。
- ・自立した市民活動が行われていくように、社会で支える仕組みが必要
- ・NPO、地域、行政、企業などの連携が必要